



う え き



平成24年

7 月号

第26号

発行：植木町合併特例区協議会 熊本市北区植木町岩野 238-1 ☎272-1111

ホームページ：<http://www.uekimachitokureiku.hinokuni-net.jp/>

心ひとつに、きめた七段!!



第七回 合併特例区協議会

6月5日、報告6件について審議しました。その内、主な3件をお知らせします。

○平成23年度合併特例区定期監査について、合併特例区事務局の総務班、まちづくり班、保健福祉班、産業振興班、建設班について、いずれも適正に執行されていると認められました。

○合併特例区財政状況（平成23年度下半期）の歳入・歳出予算総額九千四百九十万円に対する下半期の執行状況について説明がなされました。

○新市基本計画の進捗状況について、24年度当初予算二十七億八千万円の事業内容説明がありました。

審議の結果、報告6件承認いたしました。



▲報告案件について審議する様子

5月20日、町内3中学校にて、26日山本小、田原小、27日菱形小、吉松小にて運動会が開催されました。どの会場にも、子どもたちの歓声が響きました。（写真は五霊中。他校は4ページへ）

部会活動報告

福祉教育部会

動く、耐震化工事

5月7日、市教育委員会と植木地域の学校教育について意見交換し、次の事が明らかになりました。

- (1) 学校施設耐震化工事予定
24年度・・・吉松小・田底小・桜井小
25年度・・・鹿南中
- (2) 不登校対策
1.03%の不登校児に対し、その症状に応じきめ細かな対応あり。
(スクールカウンセラー、心のサポート相談員、ユアフレンド事業他)活用を!
- (3) ALTT4人体制で、植木地域の英語活動継続。

本部会では、今後も市教委との話し合いを持ちながら、地域の教育活動の活性化や課題解決に向け努めていきたいと思っております。



▲4人のALT (左から、デボン先生、エリザベス先生、ジャレッド先生、レオナルド先生)

コミュニティ部会

各種助成制度について

5月18日、北区役所会議室において、コミュニティ部会を開催しました。

地域づくりの支援として、熊本市が自治会などに行っている助成制度について、事務局より説明を受けました。その支援メニューは、町内自治振興補助金・防犯灯補助金・校区自治協議会運営補助金・地域コミュニティづくり支援補助金(校区自治協議会)・地域コミュニティづくり支援補助金(町内自治会等)・防犯灯取替補助金の6つです。

次回も助成制度について、議論を行うこととしています。詳しい内容は、北区役所まちづくり推進課にお尋ねください。



▲5月7日 幸市長を迎えての菱形校区自治協トーク

地域振興部会

急がれる植木農業の振興

6月7日、植木地区農業の実態について農業振興課に説明を求め、その振興策を協議しました。

植木は、かつては日本一のスイカ生産地として農業王国でした。しかし、現在は後継者不足や高齢化が顕著となり、60歳以上の農業従事者が約70%になり、厳しい農業の実状です。

北区では、後継者及び新規就農者の育成や農業ビジョン作成に取り組み「農産物の駅(仮称)」建設も計画され、スイカをはじめ農産物のブランド化を進め、その発信に取り組んでいく予定です。



▲見事にならんだスイカ

植木公民館各分館から地域コミュニティセンターへ③

校区(地区)自治協議会の役割



小町もく遊館分館

熊本市では、基本的には小学校区を単位として「地域コミュニティセンター」の設置が進められてきました。このことは、熊本市が小学校の校区を「まちづくり」を進める一つの単位として力を入れているということでもあります。その基本的な組織が校区自治協議会ということになります。植木地域においては、平成23年度に全ての校区(地区)において、校区自治協議会が設立されました。

同協議会の組織の中には、各校区にある自治会、地域公民館、老人クラブ、民生委員、児童委員、消防団、小・中学校PTA、防犯協会、体育協会等の各種の団体・組織がほとんど含まれています。

旧植木町の時代には、総合社会教育推進協議会(総社教)の組織が40年以上活動していた経緯がありますが、その形態を校区自治協議会も受け継いで、さらに地域主体、住民主体のまちづくりを充実させようと、取り組みが始められているところです。

校区自治協議会では、構成するそれぞれの組織・団体が、様々な情報を共有するとともに、お互いの連携を深めることにより、校区の課題解決を図り、豊かで住みよい地域社会を目指します。地域の実情に応じたまちづくりを進める上で、校区自治協議会が重要な役割を果たすこととなります。そして、その活動の拠点となるのが「地域コミュニティセンター」の施設です。



田原分館

校区においては、その拠点施設の必要性を慎重に協議して、総意を持って市行政に対して設置の要望(陳情)をすることになります。そのために、各組織・団体の代表者等で組織される校区自治協議会が主体となって、校区民への情報の提供と、意見の集約を行うことが大切です。

植木地域のコミュニティセンターは、公民館分館からの移行による設置になりますが、同センターの指定管理者としての申請から、その施設の管理・運営まで、各校区自治協議会が主体的に設置する「地域コミュニティセンター運営委員会」が行うこととなります。(次号へ続く)

■金婚夫婦表彰の受付をしています!



結婚50年を迎えた夫婦を対象に、その尊い人生の偉業を祝福し表彰しています。この表彰は昭和34年に天皇・皇后両陛下のご成婚を記念し、県内各市町村で受付をしております、今年で54回目となります。

| | |
|-------|---------------------------------|
| 対象 | 昭和37年中に婚姻を届け、夫婦ともご存命の方 |
| 申込み | 7月20日までに戸籍謄本または戸籍抄本を持って北区役所福祉課へ |
| 表彰 | 9月1日(土)午前10時から市民会館崇城大学ホール |
| 問い合わせ | 北区役所福祉課(TEL:096-272-1118) |

■めざせ!! 未来の船長・機関長

オープンスクール(体験入学)のご案内です。国土交通省所管の「国立唐津海上技術学校」、「国立〇之津海上技術学校」では、優秀な船舶運航技術者の育成を目的とし、海と船をフィールドに学んでいます。興味のある方はぜひオープンスクールに参加してみませんか!

- 日程:唐津校) 7/21(土)、10/20(土)
〇之津校) 7/16(月)、9/15(土)
- 募集対象者:中学校卒業、または平成25年3月卒業見込みの者
- 問い合わせ:唐津校) 佐賀県唐津市東大島町13-5
電話 0955-72-8269
〇之津校) 長崎県南島原市〇之津町丁5782
電話 0957-86-2152



7月の各種相談

| 各種相談 | 相談日 | 時間 | 場所 |
|---------------------|----------|---------------|-----------------|
| 心配ごと相談 | 毎週木曜日 | 9:00 ~ 12:00 | 熊本市社会福祉協議会北区事務所 |
| 年金相談 * 予約制 272-6905 | 第4木曜日 | 10:00 ~ 15:00 | 北区役所2階 会議室 |
| 行政相談 | 7月5日(木) | 13:30 ~ 16:00 | 北区役所1階 相談室104 |
| 巡回行政相談 | 7月19日(木) | 9:30 ~ 12:00 | 植木公民館 吉松分館 |
| | | 13:30 ~ 16:00 | 植木公民館 田底分館 |
| 人権相談 | 第1・第3木曜日 | 9:00 ~ 12:00 | 北区役所1階 相談室104 |



▲菱形小
「紅白玉入れ合戦」



▲植木北中
「2年生による51人の絆の橋」



▲吉松小「1～3年生による生きてる・生きてくダンス」

まちのわだい

▼鹿南中「入場行進」



▼山本小「自慢のスイカ、ゆっくり急げ」



▼田原小「児童と校区民の総踊り」



▲6月5日～12日 ローム市訪問団来町
バーベキューパーティーの一場面

編集後記

酒もタバコも止められないでいる。家族からも生活習慣病人と揶揄され家では小さくなっている。7月下旬にはオリンピックも始まる。クーラーの中、テレビで日本の活躍を観るのが楽しみだ。

しかし、今回は、原発問題もあるので節電が日本人の義務でもある。先日早速、陽の当たる西側の窓の下にゴーヤを植えた。でも風が通らないのも気になる。こんな自分に腹が立っている。

安達 俊昭

まちの行事予定及びお知らせ

○7月 5日：第8回合併特例区協議会定例会(傍聴可)

○7月13日：学校開放日(山東小は17日)

※予定は変更になることがあります。

●固定資産税・都市計画税第2期納期は、7月末までです！

植木町田原坂資料館の臨時休館のお知らせ

展示資料整理のため、植木町田原坂資料館を臨時休館いたします。

期日：平成24年8月6日(月)

詳しくは、まちづくり班(TEL 272-0551)まで

植木火葬場火葬棟改装工事に伴う利用停止について

植木火葬場の火葬棟の改修工事が9月上旬から11月下旬にかけて行われる予定です。そのため、その間の利用ができませんので、お知らせいたします。詳しい日程については、決まり次第お知らせいたします。

問い合わせ 健康福祉政策課(096-328-2340)

各種相談について

まちづくり推進課では、いろいろな相談業務(市政その他の市民相談)を受付けています。お問い合わせは(TEL 272-1112)まで。